広告

対10立方メートル以下の貯水槽水道施設。
申随時、水道サービス協会☎(784)3600へ。
問給水装置課☎(211)7055

はかりの定期検査

取引や証明に使用するはかりは、2年に1度の定期検査を受ける必要があります。本年度の対象は中央・南・西・手稲区で、市が委託した北海道計量協会が検査を行います。
問計量検査所☎(846)6681

がけ地カルテの公開

崖崩れの恐れのある崖地の現状や崩壊危険度などを、市役所2階宅地課で公開中です。
問宅地課☎(211)2512、HP

融雪期の土砂災害にご注意

崖の近くにお住まいの方は、融雪水による崖崩れや土砂の流出に十分ご注意ください。融雪水が、崖面を流れないよう、必要に応じて排水路などをご検討ください。
また、宅地造成工事規制区域内で基準値を超える工事は、許可が必要ですので、事前にご相談ください。
問宅地課☎(211)2512

福祉

医療費の助成

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者で、以下の3制度の対象に該当する方に医療費を助成します。区役所の保健福祉課で手続きが必要です。所得制限あり。
助成額保険診療の自己負担額から、初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）または医療費の1割（負担の上限あり）を除いた金額。

＜子ども医療費＞
対中学生以下の子ども。小中学生は入院と訪問看護のみ。

＜重度心身障がい者医療費＞
対①1級・2級と3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能の障がいに限る）の身体障害者手帳を持つ方、②知的障がいがあり、A判定の療育手帳を持つか、重度と判定（診断）された方、③1級の精神障害者保健福祉手帳を持つ方（入院を除く）。

＜ひとり親家庭等医療費＞
対母子・父子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子と、母子・父子家庭の親。父母は入院と訪問看護のみ。
問区役所（1ページ）の保健福祉課

障がいのある方のためのパソコンボランティア派遣

障がいのある方の自宅などにボランティアが訪問し、パソコンの初歩的な操作を教えます。
¥1時間千円。原則2時間まで。
申4月2日(月)から区役所などで配布する申込書を、随時。
問障がい者ITサポートセンター☎(769)0841

すずらんピック出場者募集

種目水泳、卓球、アーチェリー、ボウリング、陸上競技、フライングディスク、バスケットボール。
日5月13日(日)～6月3日(日)。
対13歳以上で、身体障害者手帳または療育手帳を持つか、療育手帳取得に準ずる障がいのある方。
申4月2日(月)から区役所などで配布する申込書を、4月18日(水)（必着）まで。
問障害者スポーツ振興協会☎(641)8853

身体障害者福祉センター各種講座・サークル

開始日、活動時間など、詳しくはお問い合わせください。
対身体障害者手帳を持つ18歳以上の方。
¥実費負担が必要なものあり。
申☎、FAX、直接。**上欄必要事項**を記入し、随時、身体障害者福祉センター（西区二十四軒2の6、FAX644-2900）へ。
問身体障害者福祉センター☎641-8850

対象	種目
手足の不自由な方	手芸、料理、茶道、車いすバスケットボール、卓球、アーチェリー、ゲートボール、テニス、水泳、ボッチャ
目の不自由な方	生け花、俳句、短歌、ダンス、卓球、水泳、ボウリング、フロアーバレーボール、テニス、グランドソフトボール
中途失聴者	手話、手芸、料理、茶道、マージャン、ゲートボール
耳の不自由な方	バレーボール、バドミントン、卓球、ゲートボール、サッカー
身体障がいの区分不問	生け花、囲碁、将棋、短歌、ペン習字、陶芸、英会話、民謡、絵画、カラオケ